

と考へた。市役所の方に訊ねてみると、用水の取入口を一ノ口・二ノ口と呼んでいるということであつた。そして字図では市ノ口と一ノ口には基本的相違はなく、一ノ口と考へるところに些かの矛盾もないようであつた。以上によつて市ノ口は一ノ口の宛字であり、市口とは全く異つた起源をもつ地名であることが明らかとなつた。僅かにノがあるかないかだけの相違に見えるものでも、余程注意を要するわけである。また地名研究の際には字にとられてはならない一例とも言へる。

あとがき

本稿は「大分県における市地名」(大分県地方史第十七)

資料

虚無僧の留場について

黒田城北

明治から大正・昭和にかけ五十年間、大分県警察本部の辞令書きを勤め昭和十三年七十四才で物故した、能筆家として

二十号合輯」という、拙稿の各論の補遺にあたるものである。即ち昭和三十三年に終えた分の各論は「地名研究」第五集として別に発表した。本稿は昭和三十四年に調査したものをのみ收めてある。大分県の市地名中未調査の五ヶ所を除き、九十近くの調査を終えたことになる。本稿と共に「地名研究」第五集を合せ読んで下されば、市地名の概要をわかつて戴けると思う。最後に市地名調査にあつて、積極的な御指導を戴いた現地の方々、および舞鶴高校地名班員の協力に厚く御礼を申しあげたい。

通つた旧府内藩士の山内梅喜翁は或る時こんな話をした。

柳町(現大分市)の若林某は市中につけ火(今の放火魔

じや)をして逃げたが、探索の結果柞原道の一の坂に上つて町の焼けるのを見物していたので、追い廻したところ、今の東新町万寿寺の筋向にあつた虚無僧寺にげ込んだ。

そこでこれを捕縛するため藩から使者が立つたが、虚無僧寺の格式は仲々八釜しく、然らば日決きめをして召し捕らせるといふこととなる。召捕の方法は、罪人を虚無僧に仕立てて同じ装束の他の虚無僧と共に役人の前を通らせそれを召し捕る。若し人違いをすれば、その捕り手は切腹せねばならぬと云うんじや。虚無僧寺なんち、何とあばれたもんじやつた云々。

× × ×

私はこの頃竹田市城原地区轟木の旧庄屋佐藤家から出て来た。旧藩時代、藩から村方の庄屋に達した「虚無僧取締」に關する文書を見る機会を得たので、左に其の全文を御紹介したいと思います。

(表紙)

文化二年

虚無僧修行留場

御簡条
木原組
一月

申渡

大庄屋
小庄屋

虚無僧修行之儀、縦
公儀 御免ニ而、如法ニ致廻郷来筈之処、近来所々ニ而彼是致申分果者多人数相集、致逗留村所之及迷惑候旨相聞、依之先達而虚無僧本山下総国小金一月寺・武藏国青梅鈴法寺江戸出張所及掛合、御領内江虚無僧吹笛修行留場与相唱指留之儀相濟候、則別帳相渡候間組々江写取、猶下方江茂委細可申渡候也、

卯二月廿日

御奉行
御代官

追而留場榎杭認相渡候間、受取其場所江建可申候、

御渡

一、御領内江自先年虚無僧致徘徊来、宗法を申立横柄ケ間

敷事多、取扱に致難波候儀者先年来之事に候処、俗人之儀者右宗法不案内之儀ニ而、虚無僧申口随穩取扱来候故、在中辺鄙等にては不筋の儀おも申掛、寝淡ケ間敷義間有之、諸国一統同様之事ニ相聞毎度

公儀方御触達茂有之候得共、兎角在方ニ而宗法不案内ニ付而ハ、取扱出来兼、近来別而入組多、其所之失墜不軽事

二付、此節虚無僧総本山下総国一月寺・武州青梅鈴法寺兩寺江戸番所江懸合ニおよび、平日虚無僧不致徘徊候様相

成候へば、是迄虚無僧へ遣来候勸物、村々より取集指出可申段相談相済、依之虚無僧留場ニ致度村々者、左之割

合之通勸物料可差出候、尤是迄之通致徘徊候而茂不苦存候村々ハ、不及指出候事、

勸物之儀一村張留場ニ相成候筋ニ付、粟麦等之類ニ而茂不指支候事。

御領分一統同意留場相成候故、勸物一同ニ仕向ニ相成候故、穀物ニ而指出候分者、村々取集之上壳却代銀札ニ而可指出候事、

年々勸物取立指出候儀茂、^{ワズカ}総宛之取立失墜茂有之事ニ付、此節左之通り致出銀置候ハば、役所江預置利限を以年々

の仕向可相成事、

勸物出銀左之通り、尤石物ニ而指出候ハゞ、銀札ニ割当可指出候事、

一 銀札壹匁宛
寺方
神主
山伏
別帳以上
大庄室

十五石高以上の百姓

一 六分宛

五石高以上の百姓

一 四分宛

貳石高以上の百姓

一 貳分宛

壹石九斗高以上の百姓

一 壹匁宛

玉来

一 〃

今市町並之分

一 右全断

三 佐原

但三佐之儀ハ山津番所方角ニテ、朝夕修行之場所留場ニ相成候而者殊之外迷惑とは被存候得共、本山掛合モ相済候ニ付、致留場、山津番所江者年々別段勸物料遣候筈ニ付如此、

一 山付辺鄙村々並離家等、是迄虚無僧罷越不申候分ハ、其訳可申出事、
(竹田市上角)